

平成20年6月27日

お客様各位

## 行政処分について

ヒロセ通商株式会社  
代表取締役社長  
細 合 俊 一



本年6月20日に、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われました件について、本日、近畿財務局より下記の通り業務改善命令を受けました。

このたび業務改善命令を受けたことにより、お客様、関係者の皆様にご心配をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げます。

弊社では、行政処分を厳粛に受け止め、今後、より一層の内部管理体制の強化・充実に努め、信頼回復に向けて、役職員一同全力で努めてまいり所存でございます。

### 記

#### 【業務改善命令】

- ① 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- ② 法令違反の根絶に向けた再発防止策（十分な社内研修の実施等含む）を策定し、役職員への周知徹底を図ること。
- ③ 内部管理態勢（社内検査態勢含む）を充実・強化させること。
- ④ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること。
- ⑤ 上記の①から④について、その対応状況を平成20年7月28日（月）までに近畿財務局へ書面で報告することとし、②から④については、その実施状況を、当分の間3か月ごとに近畿財務局へ書面で報告すること。

以上